

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書	
平成 30 年 06 月 18 日	
愛知県知事 殿	
提出者	
住 所 岐阜県中津川市蛭川字新田 5269 番地の1	
氏 名 株式会社青山製作所製造本部	
代表取締役 青 山 幸 義	
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 0587（95）8561	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	株式会社青山製作所製造本部 大口工場
事業場の所在地	愛知県丹羽郡大口町高橋1丁目8番地
計画期間	平成 30 年 4 月 1 日 ～ 平成 31 年 3 月 31 日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	24：金属製品製造業
②事業の規模	製造品出荷額： 4,629 百万円／年
③従業員数	228 人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	自動車用ファスナー部品（ボルト・ナット類）の電気亜鉛めっき工程 強酸（有害）→中間処理業者に委託して中和、脱水汚泥は溶融して再資源化 汚泥（有害）→中間処理業者に委託して焼却後、埋立処分

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 統括環境保全委員会 工場環境保全委員会 └─ 工場長 (環境保全責任者) └─ 排水係 班長 (特別管理産業廃棄物管理責任者) └─ 品質課 : 産業廃棄物処理委託契約、処理場視察 産業廃棄物管理票の交付、 ── 工務課 : 産業廃棄物管理票の管理・集計			
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
1 現状	【前年度 (平成 29 年度) 実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (有害)	汚泥 (有害)
	排出 量	3, 154 t	2. 6 t
	(これまでに実施した取組) ・ 処理液の持ち出しを削減する為に、脱水式装置の導入		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸 (有害)	汚泥 (有害)
	排出 量	3, 090 t	2, 5 t
	(今後実施する予定の取組) ・ 強酸 (有害) については、製造工程での塩酸補給及び給水管理を徹底する。		
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・ 強酸 (有害) 、汚泥 (有害) は分別して保管している。		

	②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・特になし

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・特になし		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	—
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・油水分離		

	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	—
		自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
		（今後実施する予定の取組） ・実施する予定はない。		

（第4面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処 分を行 つ た 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処 分を行 う 特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施する予定はない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
1 現状	【前年度（平成 29 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	全処理委託 量	3, 1 5 4 t	2. 6 t

			優良認定処理業者への 処理委託 量	3, 1 5 4 t	2. 6 t
			再生利用業者への 処理委託 量	6 8 t	0 t
			認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	2. 6 t
			認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への 処理委託 量	0 t	0 t
		(これまでに実施した取組) ・ 強酸（有害）の中間処理後の脱水汚泥は溶融して再資源化			

(第5面)

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	強酸（有害）	汚泥（有害）
	全処理委託 量	3, 0 9 0 t	2. 5 t
	優良認定処理業者への 処理委託 量	3, 0 9 0 t	2. 5 t
	再生利用業者への 処理委託 量	6 7 t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託 量	0 t	2. 5 t
	認定熱回収業者以外の熱 回収を行う業者への処 理委託 量	0 t	0 t

		(今後実施する予定の取組) ・ 優良認定処理業者を選定する。 ・ 委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。
※事務処理欄		

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上の事業場ごとに 1 枚作成すること。
- 2 当該年度の 6 月 30 日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分にに関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 6 条の 14 第 2 号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条の 3 の 3 第 1 項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。